

柏原市企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市補助金交付規則（平成30年柏原市規則第5号）に定めるもののほか、市内に企業等の立地を促進するとともに既存企業の設備投資・従業員の賃上げを支援することにより、本市の産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、もって市の健全な経済発展に資することを目的として交付する柏原市企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業活動を行う法人又は個人事業主をいう。
- (2) 指定企業 奨励金の交付の対象となる企業等をいう。
- (3) 対象家屋 市内に所在し、自己の事業所の用に供することを目的として令和8年4月1日以降に新たに取得した延床面積1,000平方メートル以上の家屋（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の規定を満たしているもの）をいう。ただし、当該家屋が固定資産税及び都市計画税に対する他の減免及びその他の優遇措置の対象となっている場合を除く。
- (4) 対象償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、労働生産性向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供する機械装置、測定工具、検査工具、器具備品、建物付帯設備、ソフトウェアであり、大企業者にあつては2億円以上、中小企業者にあつては3,000万円以上の価格により新たに取得したものをいう。ただし、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する認定先端設備等導入計画の対象となっている償却資産を除く。
- (5) 中小企業者 事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (6) 大企業者 事業者のうち、中小企業者以外の者をいう。
- (7) 賃上げ 指定企業が、奨励金の交付申請の属する年度において、前年度と比較して従業員（雇用保険被保険者に限る。）の一人当たり平均賃金を年率2パーセント以上引き上げることを行う。

(指定企業の要件)

第3条 次の各号のいずれにも該当する場合は、指定企業として指定を申請することができる。

- (1) 自己の事業所（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定義される事業所。ただし、住居を除く。）の用に供するために、対象家屋を新築した企業等
- (2) 自己の事業所（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定義される事業所。）の用に供するために、対象償却資産を取得した企業等
- (3) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類項目のうち、D建設業、E製造業、G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、M宿泊業・飲食サービス業に該当する事業を営むもの、その他市長が必要と認める事業を営むものであること。ただし、国又は地方公共団体が出資による権利を有する企業等でないこと。
- (4) 奨励金の交付年度時点において、市内で1年以上継続して事業を実施している又はしていることが見込まれる法人であること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する事業を営んでいないこと。

(6) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年柏原市条例第 27 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団、同条第 7 号に規定する暴力団員及び同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（奨励措置）

第 4 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するために、指定企業に対し、奨励金を交付することができる。

（指定企業の指定の申請及び決定）

第 5 条 指定企業の指定を受けようとする企業等は、第 3 条の規定に該当したときは、速やかに柏原市企業立地促進奨励金指定企業申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業の計画書

(2) 法人登記事項証明書

(3) 営業に関する許認可書等の写し（許認可に係る事業を営む者に限る。）

(4) 見積書の写し（償却資産を新たに取得する場合に限る。）

(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により交付された確認済証の写し又は同法第 6 条の 2 第 1 項に規定するみなし確認済証の写し

(6) 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けたときに添付した付近見取図、配置図及び各階平面図の写し

(7) 誓約書（様式第 2 号）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、申請内容を審査の上、指定の可否を決定し、柏原市企業立地促進奨励金指定企業可否決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

3 指定企業は、操業を開始したときは、ただちに柏原市企業立地促進奨励金操業開始届（様式第 4 号）を市長に届け出なければならない。

4 指定企業は、第 1 項の規定により、市長に提出した申請書又はその添付書類の内容に変更があったときは、書面により、直ちに市長に届け出なければならない。

（奨励金の額）

第 6 条 奨励金の額は、納税義務者として、次に掲げる固定資産に係る固定資産税及び都市計画税のうち交付対象行為に係るもの（以下「対象固定資産税等」という。）を納税した場合における当該対象固定資産税等の 3 分の 1 に相当する額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、指定企業が第 2 条第 7 号に規定する賃上げに取り組む場合は、対象固定資産税等の 2 分の 1 に相当する額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(1) 新たに取得した建物

(2) 新たに取得した償却資産

2 前項の規定にかかわらず、償却資産に係る奨励金の額が 100 万円を超えるときは、1 者につき 100 万円を上限とする。

（交付期間）

第 7 条 奨励金の交付期間は、次の各号のいずれかに該当した年度から 3 年間とする。ただし、当該期間中に、第 3 条第 2 号に規定する指定企業の要件に該当しなくなったとき、又

は対象家屋若しくは指定を受けた事業所において事業を行わなくなったときは、この限りでない。

- (1) 自己の事業所の用に供する家屋に係る対象固定資産税等が課税された最初の年度
- (2) 自己の事業所の用に供する償却資産に係る対象固定資産税等が課税された最初の年度
(奨励金の交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、柏原市企業立地促進奨励金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 対象家屋に係る固定資産税納税通知書の写し及び固定資産税納税証明書
- (2) 対象家屋に係る登記事項証明書（初回の奨励金の交付申請時に限る。）
- (3) 償却資産申告書の写し（市内に複数の事業所等があるときは、指定を受けた事業所等の償却資産を明記すること。）
- (4) 償却資産取得時の支払いが分かるものの写し（初回の奨励金の交付申請時に限る。）
- (5) 賃上げを行った場合は、賃上げ報告書（様式第6号）及び従業員の一人当たり平均賃金の前年度比較が確認できる書類（賃金台帳の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付の決定）

第9条 市長は、奨励金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、柏原市企業立地促進奨励金交付決定通知書（様式第7号。以下「交付決定通知書」という。）又は柏原市企業立地促進奨励金不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により行う書類審査、現地調査等において、市長が必要と認めるときは、申請者に対し、報告を求めることができる。

（奨励金の交付の条件）

第10条 市長は、奨励金の交付をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 指定企業の指定又は奨励金の交付の申請の内容を変更する場合においては、市長に届け出ること。
- (2) 奨励金に係る建物・償却資産の交付を受ける年度内に売却・移動又は廃止しようとする場合においては、市長に届け出ること。
- (3) この要綱その他関係法令を遵守すること。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定通知書を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件を満たすことができなくなったときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に柏原市企業立地促進奨励金取下書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

（奨励金の交付の請求）

第12条 指定企業は、交付決定通知書を受けた場合において、奨励金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から30日を経過する日又は交付申請日の属する会計年度の3月末日（同日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）のいずれか早い日までに、柏原市企業立地促進奨励金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。
(指定等の取消し)

第 13 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定企業の指定又は奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により指定企業の指定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第 3 条に規定する指定企業の要件に該当しなくなったとき。

(3) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(4) その他市長が指定企業の指定又は奨励金の交付をすることを不相当と認めたとき。

2 市長は、指定企業の指定又は奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、柏原市企業立地促進奨励金指定企業指定取消通知書(様式第 11 号)又は柏原市企業立地促進奨励金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により交付対象者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、柏原市企業立地促進奨励金返還命令書(様式第 13 号)により、交付対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 15 条 交付対象者は、第 14 条の規定により奨励金の交付の決定を取り消された場合において、奨励金の返還を命じられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付対象者は、奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めた場合は、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 交付対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、柏原市企業立地促進奨励金加算金・延滞金免除申請書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、柏原市企業立地促進奨励金加算金・延滞金免除承認通知書(様式第 15 号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

柏原市企業立地促進奨励金 指定企業申請書

年 月 日

柏原市長 様

下記のとおり、柏原市企業立地促進奨励金指定企業の指定を申請します。

申請者名（法人名）	
代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	
担当者氏名・部署	
業種（日本標準産業分類）	
従業員数	人
企業区分	<input type="checkbox"/> 大企業者 <input type="checkbox"/> 中小企業者
賃上げ実施予定の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない

【事業所等情報】

家屋を取得する場合のみ記入	新たな家屋の所在地	〒 ー
	家屋の延べ床面積	m ²
	建築工事着工予定日	年 月 日
	創業開始予定日	年 月 日
償却資産を取得する場合のみ記入	償却資産の種類・内容	
	取得予定価格（税込）	円
	取得予定年月日	年 月 日
	設置場所（事業所）	〒 ー
	先端設備等導入計画の対象となっていない場合は右記に✓を記入ください。	<input type="checkbox"/>

【添付書類】

<input type="checkbox"/>	事業の計画書
<input type="checkbox"/>	法人登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	営業に関する許認可書等の写し（許認可が必要な事業の場合のみ）
<input type="checkbox"/>	見積書の写し（償却資産を取得する場合のみ）
<input type="checkbox"/>	建築確認済証の写し（確認申請が必要な場合のみ）
<input type="checkbox"/>	付近見取図、配置図及び各階平面図の写し
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式第2号）

様式第2号（第5条関係）

誓約書

年 月 日

柏原市長 様

申請者 住所（所在地）

法人名（商号）

フリガナ

代表者氏名

印

柏原市企業立地促進奨励金の指定申請にあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する事業を営んでいないこと。
- 2 柏原市暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団、同条第7号に規定する暴力団員及び同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 3 申請書類に虚偽の記載をしていないこと。
- 4 柏原市企業立地促進奨励金交付要綱その他関係法令を遵守すること。

この誓約に反した場合には、指定企業の指定又は奨励金の交付の決定を取り消されても何ら異議はなく、交付済みの奨励金があるときは、その奨励金に所定の加算金及び延滞金を付加して返還いたします。

様式第3号（第5条関係）

柏原市指令第 号
年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩

柏原市企業立地促進奨励金 指定企業可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった柏原市企業立地促進奨励金指定企業の指定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 指定する <input type="checkbox"/> 指定しない
指定しない理由	(指定しない場合のみ記載)
指定番号	第 号

※ご不明な点は下記までお問合せください。

柏原市産業振興課 商工労働係

TEL : 072-972-1554

様式第 4 号 (第 5 条関係)

柏原市企業立地促進奨励金 操業開始届

年 月 日

柏原市長 様

申請者 住所 (所在地)

法人名 (商号)

フリガナ

代表者氏名

柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり
操業を開始しましたので届け出ます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
操業開始年月日	年 月 日
指定番号	第 号
備 考	

様式第 5 号（第 8 条関係）

柏原市企業立地促進奨励金 交付申請書

年 月 日

柏原市長 様

申請者 住所（所在地）

法人名（商号）

フリガナ

代表者氏名

柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり奨励金の交付を申請します。

指定番号	第 号
事業所の名称	
申請年度の固定資産税等額	円
奨励金の申請額	円
賃上げ取組みの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備 考	

【添付書類】

<input type="checkbox"/>	固定資産税納税通知書の写し及び固定資産税納税証明書
<input type="checkbox"/>	対象家屋に係る登記事項証明書（初回申請時のみ）
<input type="checkbox"/>	償却資産申告書の写し
<input type="checkbox"/>	償却資産取得時の支払いが分かるものの写し（初回申請時のみ）
<input type="checkbox"/>	賃上げ表明書（様式第 6 号）及び賃上げを証明する書類（賃上げを行う場合）

様式第6号（第8条関係）

賃上げ報告書

年 月 日

柏原市長 様

申請者 住所（所在地）

法人名（商号）

フリガナ

代表者氏名

印

柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第2条第7号に規定する賃上げについて、下記のとおり取り組みましたので報告します。

記

事業所の名称	
前年度 一人当たり平均賃金（年額）	円
申請年度 一人当たり平均賃金（年額）	円
賃上げ率	%
対象従業員数（雇用保険被保険者数）	人
備 考	

【添付書類】

<input type="checkbox"/>	賃金台帳の写し等 ※一人当たり平均賃金の前年度比較が確認できる書類
--------------------------	-----------------------------------

様式第7号（第9条関係）

柏原市指令第 号
年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩

柏原市企業立地促進奨励金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった柏原市企業立地促進奨励金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

※別紙「柏原市企業立地促進奨励金交付請求書（様式第10号）」については、交付決定日から30日以内に提出すること。

様式第8号（第9条関係）

柏原市指令第 号
年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩

柏原市企業立地促進奨励金 不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった柏原市企業立地促進奨励金の交付について、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由	
備 考	

様式第9号（第11条関係）

柏原市企業立地促進奨励金 取下書

年 月 日

柏原市長 様

申請者 住所（所在地）

法人名（商号）

フリガナ

代表者氏名

年 月 日付け柏原市指令第 号で交付決定通知を受けた柏原市企業立地促進奨励金について、下記の理由により申請を取り下げます。

記

指定番号	第 号
事業所の名称	
取下げの理由	

様式第 10 号 (第 12 条関係)

柏原市企業立地促進奨励金 交付請求書

年 月 日

柏原市長 様

申請者 住所 (所在地)

法人名 (商号)

フリガナ

代表者氏名

印

年 月 日付け柏原市指令第 号で交付決定のあった柏原市企業立地促進奨励金について、柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり奨励金の交付を請求します。

記

指定番号	第 号
事業所の名称	
請求金額	金 円

振 込 先	金融機関名		本・支店名 (ゆうちょ銀行は記号)
	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義 (フリガナ)
	1 普通 2 当座		

様式第 11 号 (第 13 条関係)

柏原市指令第 号
年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩

柏原市企業立地促進奨励金 指定企業指定取消通知書

年 月 日付け柏原市指令第 号で指定した柏原市企業立地促進奨励金の指定企業について、柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しますので通知します。

記

指定番号	第 号
事業所の名称	
取消しの区分	<input type="checkbox"/> 全部取消し <input type="checkbox"/> 一部取消し
取消しの理由	
取消し年月日	年 月 日

様式第 12 号 (第 13 条関係)

柏原市指令第 号
年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩

柏原市企業立地促進奨励金 交付決定取消通知書

年 月 日付け柏原市指令第 号で交付を決定した柏原市企業立地促進奨励金について、柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定を取り消しますので通知します。

記

指定番号	第 号
事業所の名称	
取消しの区分	<input type="checkbox"/> 全部取消し <input type="checkbox"/> 一部取消し
取消金額	円
取消しの理由	
取消し年月日	年 月 日

様式第 13 号 (第 14 条関係)

年 月 日

柏原市企業立地促進奨励金 返還命令書

様

柏原市長 富宅 正浩

柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり奨励金の返還を命じます。

記

返還を命じる金額	円
返還期限	年 月 日
返還理由	
返還先	柏原市市民部産業振興課
備 考	

様式第 14 号 (第 15 条関係)

柏原市企業立地促進奨励金 加算金・延滞金免除申請書

年 月 日

柏原市長 様

申請者 住所 (所在地)
法人名 (商号)
フリガナ
代表者氏名

柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 15 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり加算金・延滞金の免除を申請します。

記

指定番号	第 号
事業所の名称	
免除申請の区分	<input type="checkbox"/> 加算金 <input type="checkbox"/> 延滞金 <input type="checkbox"/> 両方
免除申請額	円
免除申請の理由	
備 考	

様式第 15 号（第 15 条関係）

柏原市指令第 号
年 月 日

柏原市企業立地促進奨励金 加算金・延滞金免除承認通知書

様

柏原市長 富宅 正浩

年 月 日付けで申請のあった加算金・延滞金の免除について、柏原市企業立地促進奨励金交付要綱第 15 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	第 号
免除額	円
免除の区分	<input type="checkbox"/> 全部取消し <input type="checkbox"/> 一部取消し
理由（一部免除・免除しない場合）	
備考	